

常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針

(令和3年10月18日策定)

常葉大学及び常葉大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。令和3年2月1日改正）に基づき、最高管理責任者である学長の統括の下に、次のように公的研究費の適正な運営・管理及び研究不正の防止に取り組み、本学の研究の更なる発展に努めます。

1 責任体系の明確化

公的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び不正防止計画推進部署を置き、学長は最高管理責任者として公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。

2 適正な運営及び執行管理の環境整備

公的研究費の事務処理に関するルールを明確にするとともに、関係者に対し不正防止に向けた意識の向上と浸透を図り、抑止機能を備えた体制の構築に取り組みます。

3 不正発生要因の把握及び不正防止計画の策定・実施

公的研究費の執行における課題及び問題点を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を実施します。

4 公的研究費の適正な執行管理

公的研究費の執行状況を的確に把握し、適正な執行管理を行います。

5 情報発信・共有化の推進

公的研究費の事務処理に関するルールの相談窓口や不正使用に関する告発窓口を設置し、学内の情報共有はもとより、本学の取組等の主体的な情報発信を行います。

6 モニタリングの体制

実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、リスクアプローチの観点に立ったモニタリングを実施します。